

保険業法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

目次

	本則	
一	保険業法（平成七年法律第百五号）	1
二	保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）	25
三	保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）	32
	附則	
○	消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）（附則第三条関係）	35
○	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）（附則第四条関係）	39
○	郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（附則第五条関係）	43

一 保険業法（平成七年法律第百五号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 保険会社等</p> <p>第一章～第十二章（略）</p> <p>第十三章 雑則（第二百七十三条・第二百七十四条）</p> <p>第三編～第六編（略）</p> <p>附則</p> <p>（債権者の異議）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 保険契約者その他の債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、第一項の株式会社は、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項（定義）に規定する信託会社をいう。以下同じ。）及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（兼営の認可）の認可を受けた</p>	<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 保険会社等</p> <p>第一章～第十二章（略）</p> <p>第十三章 雑則（第二百七十三条―第二百七十四条）</p> <p>第三編～第六編（略）</p> <p>附則</p> <p>（債権者の異議）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 保険契約者その他の債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、第一項の株式会社は、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項（定義）に規定する信託会社をいう。以下同じ。）及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（信託業務の認可）の認可を受</p>

金融機関をいう。)をいう。以下同じ。)に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、当該資本金等の額の減少をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

5～7 (略)

(運用報告書の交付)

第百条の五 (略)

2 保険会社は、前項の規定による運用報告書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該保険契約者の承諾を得て、当該運用報告書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該保険会社は、当該運用報告書を交付したものとみなす。

3 (略)

(保険会社の子会社の範囲等)

第百六条 保険会社は、次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一～十三 (略)

(削る)

けた金融機関をいう。)をいう。以下同じ。)に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、当該資本金等の額の減少をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

5～7 (略)

(運用報告書の交付)

第百条の五 (略)

2 保険会社は、前項の規定による運用報告書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該保険契約者の承諾を得て、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該保険会社は、当該運用報告書を交付したものとみなす。

3 (略)

(保険会社の子会社の範囲等)

第百六条 保険会社は、次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一～十三 (略)

十四 第八号に掲げる会社を子会社とする外国の会社であつて、保険持株会社と同種のもの又は保険持株会社に類似するもの(当該会社になることを予定している会社を含み、次号に掲げる会社に

十四 前各号及び次号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

十五 前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

2・3 (略)

4 第一項の規定は、保険会社が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている同項第八号から第十二号までに掲げる会社（同号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。第六項において同じ。）又は特例対象持株会社（持株会社（子会社対象会社を子会社としている会社に限る。）又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社を子会社としているもの）に限り、持株会社を除く。）をいう。第六項において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、当該保険会社は、当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となった日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5 保険会社は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合には、その子会社となった子会社対象会社

（該当するものを除く。）

十五 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

（新設）

2・3 (略)

4 第一項の規定は、保険会社が、現に子会社対象会社以外の会社を子会社としている同項第八号又は第十四号に掲げる会社を子会社とすることにより子会社対象会社以外の会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、当該保険会社は、当該子会社対象会社以外の会社が子会社となった日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5 保険会社は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合には、その子会社となった子会社対象会社

以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受けて、一年を限り、これらの期限を延長することができる。

6 内閣総理大臣は、保険会社につき次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の承認をするものとする。

一 当該保険会社が、その子会社となった子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を子会社としている第一項第八号から第十号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、前項の期限までにその子会社となった子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められること。

二 当該保険会社が子会社とした第一項第八号から第十二号までに掲げる会社又は特例対象持株会社の事業の遂行のため、当該保険会社がその子会社となった子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。

7～10 (略)

(保険会社等による議決権の取得等の制限)

第一百七条 保険会社又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第七号まで、第十二号及び第十四号に掲げる会社を除く。以

以外の会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受けて、一年を限り、これらの期限を延長することができる。

6 内閣総理大臣は、保険会社につき次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の承認をするものとする。

一 当該保険会社が、その子会社となった子会社対象会社以外の会社又は当該会社を子会社としている第一項第八号若しくは第十四号に掲げる会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、前項の期限までにその子会社となった子会社対象会社以外の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められること。

二 当該保険会社が子会社とした第一項第八号に掲げる会社の事業の遂行のため、当該保険会社がその子会社となった子会社対象会社以外の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。

7～10 (略)

(保険会社等による議決権の取得等の制限)

第一百七条 保険会社又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第七号まで、第十二号及び第十五号に掲げる会社を除く。以

下この条において同じ。)の議決権については、合算して、その基準議決権数(当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2～8 (略)

(保険契約の移転の公告等及び異議申立て)

第百三十七条 移転会社は、第百三十六条第一項の決議をした日から二週間以内に、第百三十五条第一項の契約の要旨、移転会社及び移転先会社の貸借対照表(外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表)並びに移転対象契約者で異議がある者は一定の期間内に異議を述べるべき旨その他内閣府令で定める事項を公告するとともに、移転対象契約者にこれらの事項を通知しなければならぬ。ただし、当該移転対象契約者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合は、当該通知をすることを要しない。

2～5 (略)

(保険契約の移転の公告等)

第百四十条 (略)

2 移転先会社は、保険契約の移転を受けたときは、当該保険契約の移転後三月以内に、当該保険契約の移転に係る保険契約者に対し、その旨(第百三十五条第一項の契約において、当該保険契約の移転

下この条において同じ。)の議決権については、合算して、その基準議決権数(当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2～8 (略)

(保険契約の移転の公告等及び異議申立て)

第百三十七条 移転会社は、第百三十六条第一項の決議をした日から二週間以内に、第百三十五条第一項の契約の要旨、移転会社及び移転先会社の貸借対照表(外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表)並びに移転対象契約者で異議がある者は一定の期間内に異議を述べるべき旨その他内閣府令で定める事項を公告するとともに、移転対象契約者にこれらの事項を通知しなければならぬ。

2～5 (略)

(保険契約の移転の公告等)

第百四十条 (略)

2 移転先会社は、保険契約の移転を受けたときは、当該保険契約の移転後三月以内に、当該保険契約の移転に係る保険契約者に対し、その旨(第百三十五条第一項の契約において、当該保険契約の移転

に係る保険契約について同条第四項に規定する軽微な変更を定めるときは、保険契約の移転を受けたこと及び当該軽微な変更の内容を通知しなければならない。ただし、当該保険契約の移転に係る保険契約者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

3 (略)

(保険契約の移転の公告等及び異議申立てに関する特例)

第二百五十一条 (略)

2 前条第一項の保険契約の移転をする場合における第三百三十五条第二項並びに第三百三十七条第一項本文及び第三項（これらの規定を第二百十条第一項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第三百三十五条第二項中「第三百三十七条第一項の規定による公告の時に、既に既に保険事故が発生している保険契約（当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。）その他の政令で定める保険契約」とあるのは「第二百五十条第三項に規定する特定契約」と、第三百三十七条第一項本文中「公告するとともに、移転対象契約者にこれらの事項を通知しなければ」とあるのは「公告しなければ」と、同条第三項中「十分の一（保険契約の全部に係る保険契約の移転である場合にあつては、五分の一）」とあるのは「十分の一」と、「当該保険契約について、第一項の規定による公告の時に」とあるのは「当該保険契約が第二百五十条第三項に

に係る保険契約について同条第四項に規定する軽微な変更を定めるときは、保険契約の移転を受けたこと及び当該軽微な変更の内容を通知しなければならない。

3 (略)

(保険契約の移転の公告等及び異議申立てに関する特例)

第二百五十一条 (略)

2 前条第一項の保険契約の移転をする場合における第三百三十五条第二項並びに第三百三十七条第一項及び第三項（これらの規定を第二百十条第一項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第三百三十五条第二項中「第三百三十七条第一項の規定による公告の時に、既に既に保険事故が発生している保険契約（当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。）その他の政令で定める保険契約」とあるのは「第二百五十条第三項に規定する特定契約」と、第三百三十七条第一項中「公告するとともに、移転対象契約者にこれらの事項を通知しなければ」とあるのは「公告しなければ」と、同条第三項中「十分の一（保険契約の全部に係る保険契約の移転である場合にあつては、五分の一）」とあるのは「十分の一」と、「当該保険契約について、第一項の規定による公告の時に」とあるのは「当該保険契約が第二百五十条第三項に規定する

規定する特定契約である場合において、当該保険契約につき」とし、同条第一項ただし書及び第五項（これらの規定を第二百十條第一項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定は、適用しない。

3 保険会社等又は外国保険会社等が前条第一項各号に掲げる場合に該当する場合において、契約条件の変更を行わないときは、第百三十七條第一項本文及び第三項（これらの規定を第二百十條第一項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第百三十七條第一項本文中「公告するとともに、移転対象契約者にこれらの事項を通知しなければ」とあるのは「公告しなければ」と、同条第三項中「十分の一（保険契約の全部に係る保険契約の移転である場合にあっては、五分の一）」とあるのは「五分の一」とし、同条第一項ただし書及び第五項の規定は、適用しない。

（契約条件の変更の通知）

第二百五十三條 第二百五十條第一項の保険契約の移転をした場合における第百四十條第二項本文（第二百十條第一項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、第百四十條第二項本文中「同条第四項に規定する軽微な変更を定めたときは、保険契約の移転を受けたこと及び当該軽微な変更の内容」とあるのは、「第二百五十條第一項に規定する契約条件の変更（第百三十五條第四項に規定する軽微

特定契約である場合において、当該保険契約につき」とし、同条第五項（第二百十條第一項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定は、適用しない。

3 保険会社等又は外国保険会社等が前条第一項各号に掲げる場合に該当する場合において、契約条件の変更を行わないときは、第百三十七條第一項及び第三項（これらの規定を第二百十條第一項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第百三十七條第一項中「公告するとともに、移転対象契約者にこれらの事項を通知しなければ」とあるのは「公告しなければ」と、同条第三項中「十分の一（保険契約の全部に係る保険契約の移転である場合にあっては、五分の一）」とあるのは「五分の一」とし、同条第五項の規定は、適用しない。

（契約条件の変更の通知）

第二百五十三條 第二百五十條第一項の保険契約の移転をした場合における第百四十條第二項（第二百十條第一項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、第百四十條第二項中「同条第四項に規定する軽微な変更を定めたときは、保険契約の移転を受けたこと及び当該軽微な変更の内容」とあるのは、「第二百五十條第一項に規定する契約条件の変更（第百三十五條第四項に規定する軽微な変更を

な変更を含む。以下この項において同じ。)を定めるときは、保険契約の移転を受けたこと及び当該契約条件の変更後の保険契約者の権利及び義務の内容」とし、同項ただし書(第二百十条第一項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(保険契約の引受け)

第二百七十条の四 (略)

2～8 (略)

9 第三百三十五条第二項から第四項まで、第三百三十六條、第三百三十六條の二、第三百三十七條(第一項ただし書及び第五項を除く。)から第四百四十條(第二項ただし書を除く。)まで、第五百五十五條、第二百五十條及び第二百五十條から第二百五十三條までの規定は、保険契約の引受けに係る破綻^{たん}保険会社からの加入機構への保険契約の移転について準用する。この場合において、第三百三十五條第二項中「前項」とあり、並びに同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、第三百三十六條第一項中「前条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、「移転会社及び移転先会社(外国保険会社等を除く。)」とあるのは「移転会社」と、「以下この章、次章及び第十章」とあるのは「第二百五十條第四項」と、同条第三項中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転会社」と、「前条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、第三百三十七條第一項中「第三百三十五條第一項」とあるのは「

含む。以下この項において同じ。)を定めるときは、保険契約の移転を受けたこと及び当該契約条件の変更後の保険契約者の権利及び義務の内容」とする。

(保険契約の引受け)

第二百七十条の四 (略)

2～8 (略)

9 第三百三十五条第二項から第四項まで、第三百三十六條、第三百三十六條の二、第三百三十七條(第五項を除く。)から第四百四十條まで、第五百五十五條、第二百十條及び第二百五十條から第二百五十三條までの規定は、保険契約の引受けに係る破綻^{たん}保険会社からの加入機構への保険契約の移転について準用する。この場合において、第三百三十五條第二項中「前項」とあり、並びに同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、第三百三十六條第一項中「前条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、「移転会社及び移転先会社(外国保険会社等を除く。)」とあるのは「移転会社」と、「以下この章、次章及び第十章」とあるのは「第二百五十條第四項」と、同条第三項中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転会社」と、「前条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、第三百三十七條第一項中「第三百三十五條第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、「移転先会社」と

第二百七十条の四第八項」と、「移転先会社」とあるのは「当該保険会社が会員として加入している保険契約者保護機構（次条第一項、第四百十条、第五百五十五条及び第二百五十二条において「加入機構」という。）」と、「公告するとともに、移転対象契約者にこれらの事項を通知しなければ」とあるのは「公告しなければ」と、同条第三項中「十分の一（保険契約の全部に係る保険契約の移転である場合にあつては、五分の一）」とあるのは「五分の一」と、第三百八条第一項中「移転先会社」とあるのは「加入機構」と、「第三百三十五条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、第三百三十九条第二項中「次に掲げる基準」とあるのは「第一号及び第三号に掲げる基準」と、第四百十条第二項中「移転先会社」とあるのは「加入機構」と、「第三百三十五条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第九項において準用する第三百三十五条第四項」と、同条第三項中「第三百三十五条第一項」とあるのは「加入機構」と、第五百五十五条第一号中「第三百三十五条第一項（第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）に規定する移転先会社（外国保険会社等を除く。）の株主總會等の議事録」とあるのは「加入機構の總會の議事録」と、第二十条第一項中「第三百三十五条第一項の契約に係る契約書（以下この節において「移転契約書」という。）」とあるのは「第二百七十条の四第八項の契約に係る契約書（以下この節において「移転契約書」という。）」と、第二百五十条第一項中「第三百三十五条第一項（

あるのは「当該保険会社が会員として加入している保険契約者保護機構（次条第一項、第四百十条、第五百五十五条及び第二百五十二条において「加入機構」という。）」と、「公告するとともに、移転対象契約者にこれらの事項を通知しなければ」とあるのは「公告しなければ」と、同条第三項中「十分の一（保険契約の全部に係る保険契約の移転である場合にあつては、五分の一）」とあるのは「五分の一」と、第三百三十八条第一項中「移転先会社」とあるのは「加入機構」と、「第三百三十五条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、第三百三十九条第二項中「次に掲げる基準」とあるのは「第一号及び第三号に掲げる基準」と、第四百十条第二項中「移転先会社」とあるのは「加入機構」と、「第三百三十五条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第九項において準用する第三百三十五条第四項」と、同条第三項中「第三百三十五条第一項」とあるのは「加入機構」と、第五百五十五条第一号中「第三百三十五条第一項（第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）に規定する移転先会社（外国保険会社等を除く。）の株主總會等の議事録」とあるのは「加入機構の總會の議事録」と、第二十条第一項中「第三百三十五条第一項の契約に係る契約書（以下この節において「移転契約書」という。）」とあるのは「第二百七十条の四第八項の契約に係る契約書（以下この節において「移転契約書」という。）」と、第二百五十条第一項中「第三百三十五条第一項（第二百二十條第一項及び第二百七十二條の二十九に

第二百十條第一項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。」とあるのは「第二百七十條の四第八項」と、「第二百六十八條第一項又は第二百七十條第一項」とあるのは「第二百七十條第一項」と、「同條第三項に規定する救済保^{たん}險会社」とあるのは「当該破綻保^{たん}險会社が会員として加入している保^{たん}險契約者保護機構」と、同條第四項中「第三百三十五條第一項」とあるのは「第二百七十條の四第八項」と、第二百五十二條中「第三百三十五條第一項（第二百十條第一項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「第二百七十條の四第八項」と、「第三百三十五條第一項に規定する移^{たん}先会社」とあるのは「加入機構」と読み替^かえるものとするほか、必要な技術的読替^かえは、政令で定める。

（保^{たん}險持株会社の子会社の範囲等）

第二百七十一條の二十二 保^{たん}險持株会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

一〜十三 （略）

（削る）

十四 前各号及び次号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で

において準用する場合を含む。」とあるのは「第二百七十條の四第八項」と、「第二百六十八條第一項又は第二百七十條第一項」とあるのは「第二百七十條第一項」と、「同條第三項に規定する救済保^{たん}險会社」とあるのは「当該破綻保^{たん}險会社が会員として加入している保^{たん}險契約者保護機構」と、同條第四項中「第三百三十五條第一項」とあるのは「第二百七十條の四第八項」と、第二百五十二條中「第三百三十五條第一項（第二百十條第一項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「第二百七十條の四第八項」と、「第三百三十五條第一項に規定する移^{たん}先会社」とあるのは「加入機構」と読み替^かえるものとするほか、必要な技術的読替^かえは、政令で定める。

（保^{たん}險持株会社の子会社の範囲等）

第二百七十一條の二十二 保^{たん}險持株会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

一〜十三 （略）

十四 第八号に掲げる会社を子会社とする外国の会社であつて、保^{たん}險持株会社と同種のもの又は保^{たん}險持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含み、次号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十五 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令

内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

十五 前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

256 (略)

(保険募集の制限)

第二百七十五条 次の各号に掲げる者が当該各号に定める保険募集を行う場合を除くほか、何人も保険募集を行つてはならない。

一・二 (略)

三 特定少額短期保険募集人（少額短期保険募集人のうち、第三条第五項第一号に掲げる保険その他内閣府令で定める保険のみに係る保険募集を行う者で、少額短期保険業者の委託を受けた者又はその者の再委託を受けた者でないものをいう。以下同じ。）又は次条の登録を受けた少額短期保険募集人 その所属保険会社等のために行う保険契約の締結の代理又は媒介（少額短期保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人にあつては、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合に限る。）

四 (略)

255 (略)

で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

(新設)

256 (略)

(保険募集の制限)

第二百七十五条 次の各号に掲げる者が当該各号に定める保険募集を行う場合を除くほか、何人も保険募集を行つてはならない。

一・二 (略)

三 特定少額短期保険募集人（少額短期保険募集人のうち、第三条第五項第一号に掲げる保険その他内閣府令で定める保険のみに係る保険募集を行う者で、少額短期保険業者の委託を受けた者でないものをいう。以下同じ。）又は次条の登録を受けた少額短期保険募集人 その所属保険会社等のために行う保険契約の締結の代理又は媒介（少額短期保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人にあつては、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合に限る。）

四 (略)

255 (略)

(情報の提供)

第二百九十四条 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員(保険募集人である者を除く。)、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険(団体又はその代表者を保険契約者とし、当該団体に所属する者を被保険者とする保険をいう。次条、第二百九十四条の三第一項及び第三百条第一項において同じ。)に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為(当該団体保険に係る保険契約の保険募集を行った者以外の者が行う当該加入させるための行為を含み、当該団体保険に係る保険契約者又は当該保険契約者と内閣府令で定める特殊の関係のある者が当該加入させるための行為を行う場合であつて、当該保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して必要な情報が適切に提供されることが期待できると認められるときとして内閣府令で定めるときにおける当該加入させるための行為を除く。次条及び第三百条第一項において同じ。)に関し、保険契約者等の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。ただし、保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、第三百条の二に規定する特定保険契約の締結又は

(顧客に対する説明)

第二百九十四条 (新設)

(新設)

その代理若しくは媒介に関しては、適用しない。

3| 保険募集人は、保険募集を行おうとするときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 所属保険会社等の商号、名称又は氏名
- 二 自己が所属保険会社等の代理人として保険契約を締結するか、又は保険契約の締結を媒介するかの別
- 三 その他内閣府令で定める事項

4| 保険仲立人は、保険契約の締結の媒介を行おうとするときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を顧客に交付しなければならない。

- 一 保険仲立人の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 保険仲立人の権限に関する事項
- 三 保険仲立人の損害賠償に関する事項
- 四 その他内閣府令で定める事項

5| 保険仲立人は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該保険仲立人は、当該書面を交付したものとみなす。

(顧客の意向の把握等)

第二百九十四条の二 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの

保険募集人は、保険募集を行おうとするときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 所属保険会社等の商号、名称又は氏名
- 二 自己が所属保険会社等の代理人として保険契約を締結するか、又は保険契約の締結を媒介するかの別
- 三 その他内閣府令で定める事項

(新設)

(新設)

(新設)

役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に関し、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等（保険契約の締結又は保険契約への加入をいう。以下この条において同じ。）の提案、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結等にしての顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行わなければならない。ただし、保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（業務運営に関する措置）

第二百九十四条の三 保険募集人は、保険募集の業務（自らが保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入させるための行為に係る業務その他の保険募集の業務に密接に関連する業務を含む。以下この条並びに第三百五条第二項及び第三項において同じ。）に関し、この法律又は他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、内閣府令で定めるところにより、保険募集の業務に係る重要な事項の顧客への説明、保険募集の業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、保険募集の業務を第三者に委託する場合における当該保険募集の業務の確な遂行、二以上の所属保険会社等を有する場合における当該所属保険会社等が引き受ける保険に係る一の保険契

（新設）

約の契約内容につき当該保険に係る他の保険契約の契約内容と比較した事項の提供、保険募集人指導事業（他の保険募集人に対し、保険募集の業務の指導に関する基本となるべき事項（当該他の保険募集人が行う保険募集の業務の方法又は条件に関する重要な事項を含むものに限る。）を定めて、継続的に当該他の保険募集人が行う保険募集の業務の指導を行う事業をいう。）を実施する場合における当該指導の実施方針の適正な策定及び当該実施方針に基づく適切な指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならぬ。

2 保険仲立人は、保険募集の業務に関し、この法律又は他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、内閣府令で定めるところにより、保険募集の業務に係る重要な事項の顧客への説明、保険募集の業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、保険募集の業務を第三者に委託する場合における当該保険募集の業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならぬ。

第二百九十六条 削除

（新設）

（保険仲立人の氏名等の明示）

第二百九十六条 保険仲立人は、保険契約の締結の媒介を行おうとするときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を顧客に交付しなければならない。

- 一 保険仲立人の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 保険仲立人の権限に関する事項

(保険仲立人の誠実義務)

第二百九十九条 保険仲立人は、顧客から委託を受けてその顧客のため誠実に保険契約の締結の媒介を行わなければならない。

(保険契約の締結等に関する禁止行為)

第三百条 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員(保険募集人である者を除く。)、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に関して、次に掲げる行為(自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為)に関しては第一号に掲げる行為(被保険者に対するものに限る。)に限り、次条に規定する特定

三 保険仲立人の損害賠償に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 保険仲立人は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該保険仲立人は、当該書面を交付したものとみなす。

(保険仲立人の誠実義務)

第二百九十九条 保険仲立人は、顧客のため誠実に保険契約の締結の媒介を行わなければならない。

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第三百条 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員(保険募集人である者を除く。)、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、保険契約の締結又は保険募集に関して、次に掲げる行為(次条に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に関しては、第一号に規定する保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為及び第九号に掲げる行為を除く。)をしてはならない。

保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に関しては同号に規定する保険契約の契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為及び第九号に掲げる行為を除く。)をしてはならない。ただし、第二百九十四条第一項ただし書に規定する保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合における第一号に規定する保険契約の契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為については、この限りでない。

- 一 保険契約者又は被保険者に対して、虚偽のことを告げ、又は保険契約の契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為

二〇九 (略)

(金融商品取引法の準用)

第三百条の二 金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合)並びに第三十四条の三第五項及び第六項(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合)を除く。)(特定投資家)及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。)(雑則)の規定は保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が行う特定保険契約(金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失

- 一 保険契約者又は被保険者に対して、虚偽のことを告げ、又は保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為

二〇九 (略)

(金融商品取引法の準用)

第三百条の二 金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合)並びに第三十四条の三第五項及び第六項(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合)を除く。)(特定投資家)及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。)(雑則)の規定は保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が行う特定保険契約(金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失

が生ずるおそれ（当該保険契約が締結されることにより顧客の支払うこととなる保険料の合計額が、当該保険契約が締結されることにより当該顧客の取得することとなる保険金、返戻金その他の給付金の合計額を上回るものとなるおそれをいう。）がある保険契約として内閣府令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）又は顧客のために特定保険契約の締結の媒介を行うことを内容とする契約の締結について、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の五から第三十七条の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八条第一号及び第二号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書及び第五項（損失補てん等の禁止）並びに第四十条の二から第四十条の六まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務、のみ行為の禁止）を除く。）（通則）の規定は保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人が行う特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介について、それぞれ準用する。この場合に

が生ずるおそれ（当該保険契約が締結されることにより顧客の支払うこととなる保険料の合計額が、当該保険契約が締結されることにより当該顧客の取得することとなる保険金、返戻金その他の給付金の合計額を上回るものとなるおそれをいう。）がある保険契約として内閣府令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）又は顧客のために特定保険契約の締結の媒介を行うことを内容とする契約の締結について、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の五から第三十七条の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八条第一号及び第二号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書及び第五項（損失補てん等の禁止）並びに第四十条の二から第四十条の六まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務、のみ行為の禁止）を除く。）（通則）の規定は保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人が行う特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介について、それぞれ準用する。この場合に

において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定保険契約等」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）」とあるのは「特定保険契約（保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。）又は顧客のために特定保険契約の締結の媒介」と、同法第三十七条第二項中「金融商品取引行為」とあるのは「特定保険契約の締結」と、同法第三十七条の三第一項中「締結しようとするとき」とあるのは「締結しようとするとき、又は特定保険契約の締結の代理若しくは媒介を行うとき」と、「交付しなければならぬ」とあるのは「交付するほか、保険契約者等（保険業法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等をいう。以下この項において同じ。）の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「特定保険契約等を締結する保険会社等（保険業法第二条の二第一項に規定する保険会社等をいう。）」、外国保険会社等（同法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。）又は保険仲立人（同条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。）」と、同項第五号中「金融商品取引行為」とあるのは「特定保険契約の締結」と、同法第三十八条第一項中「使用人」とあるのは「使用人（保険募集人（保険業法第二条第二十三項に規定する保険募集人をいう。）

において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定保険契約等」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）」とあるのは「特定保険契約（保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。）又は顧客のために特定保険契約の締結の媒介」と、同法第三十七条第二項中「金融商品取引行為」とあるのは「特定保険契約の締結」と、同法第三十七条の三第一項中「締結しようとするとき」とあるのは「締結しようとするとき、又は特定保険契約の締結の代理若しくは媒介を行うとき」と、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項その他保険業法第三百条第一項第一号に規定する保険契約の契約条項のうち重要な事項」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「特定保険契約等を締結する保険会社等（保険業法第二条の二第一項に規定する保険会社等をいう。）」、外国保険会社等（同法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。）又は保険仲立人（同条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。）」と、同項第五号中「金融商品取引行為」とあるのは「特定保険契約の締結」と、同法第三十八条第一項中「使用人」とあるのは「使用人（保険募集人（保険業法第二条第二十三項に規定する保険募集人をいう。）を除く。第三十九条第三項において同じ。）」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で

を除く。第三十九条第三項において同じ。）」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。））」とあるのは「特定保険契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。））」とあるのは「特定保険契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「損失」とあるのは「損失（当該特定保険契約が締結されることにより顧客の支払う保険料の合計額が当該特定保険契約が締結されることにより当該顧客の取得する保険金、返戻金その他の給付金の合計額を上回る場合における当該保険料の合計額から当該保険金、返戻金その他の給付金の合計額を控除した金額をいう。以下この条において同じ。）」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定保険契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定保険契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定保険契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定保険契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定保

定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。））」とあるのは「特定保険契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。））」とあるのは「特定保険契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「損失」とあるのは「損失（当該特定保険契約が締結されることにより顧客の支払う保険料の合計額が当該特定保険契約が締結されることにより当該顧客の取得する保険金、返戻金その他の給付金の合計額を上回る場合における当該保険料の合計額から当該保険金、返戻金その他の給付金の合計額を控除した金額をいう。以下この条において同じ。）」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定保険契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定保険契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定保険契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定保険契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定保険契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定保険契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因

「險契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定保険契約の締結」と、同条第三項中「原因となるもの」として内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十条第一号中「金融商品取引行為」とあるのは「特定保険契約等の締結」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項各号に掲げる事項に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）及び第三十七条の四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（帳簿書類の備付け）

第三百三条 特定保険募集人（その規模が大ききものとして内閣府令で定めるものに限るものとし、生命保険募集人にあつては生命保険会社の委託を受けた者又はその者の再委託を受けた者に限り、少額短期保険募集人にあつては少額短期保険業者の委託を受けた者又はその者の再委託を受けた者に限る。次条において同じ。）又は保険仲立人は、内閣府令で定めるところにより、その事務所ごとに、その業務に関する帳簿書類を備え、保険契約者ごとに保険契約の締結の年月日その他の内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（事業報告書の提出）

となるもの」と、同法第四十条第一号中「金融商品取引行為」とあるのは「特定保険契約等の締結」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項各号に掲げる事項に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）及び第三十七条の四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（帳簿書類の備付け）

第三百三条 保険仲立人は、内閣府令で定めるところにより、その事務所ごとに、その業務に関する帳簿書類を備え、保険契約者ごとに保険契約の締結の年月日その他の内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（事業報告書の提出）

第三百四条 特定保険募集人又は保険仲立人は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(立入検査等)

第三百五条 (略)

2 内閣総理大臣は、この法律の施行に特に必要な限度において、特定保険募集人若しくは保険仲立人と保険募集の業務に関して取引する者若しくは当該特定保険募集人若しくは保険仲立人から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。)に対し、当該特定保険募集人若しくは保険仲立人の業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該特定保険募集人若しくは保険仲立人から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該特定保険募集人若しくは保険仲立人に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し当該特定保険募集人若しくは保険仲立人から業務の委託を受けた者に対し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 特定保険募集人若しくは保険仲立人と保険募集の業務に關して取引する者又は当該特定保険募集人若しくは保険仲立人から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。

第三百四条 保険仲立人は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(立入検査等)

第三百五条 (略)

(新設)

(新設)

第三百十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一～六 (略)

七 第二百七十一条の三十第一項(第二百七十二条の四十第二項において準用する場合を含む。)の規定による命令(取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人の解任又は業務の全部若しくは一部の停止の命令を除く。)に違反した者

八 (略)

第三百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～四 (略)

五 第三百五条第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

六 第三百五条第一項又は第二項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七～十 (略)

附則

第一百十九條 削除

第三百十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一～六 (略)

七 第二百七十一条の三十第一項(第二百七十二条の四十第二項において準用する場合を含む。)の規定による命令(取締役、執行役、会計参与若しくは監査役の解任又は業務の全部若しくは一部の停止の命令を除く。)に違反した者

八 (略)

第三百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～四 (略)

五 第三百五条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

六 第三百五条の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七～十 (略)

附則

(保険仲立人に関する経過措置)

第一百十九條 新法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人又はその

役員若しくは使用人が保険期間が長期にわたる保険契約であつて政令で定めるものの締結の媒介を行おうとする場合には、当該保険仲立人は、当分の間、その方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた方法を変更しようとするときも、同様とする。

2 | 内閣総理大臣は、前項の認可を受けた保険仲立人が、この法律若しくはこの法律に基づく内閣総理大臣の処分違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、同項の認可を取り消すことができる。

3 | 第一項の認可に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

二 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（特定保険業を行っていた一般社団法人等に関する特例）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～11（略）</p> <p>12 前項の規定により第一項の認可を取り消された日以前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う認可取消業者（次項において「保険契約管理者」という。）は、認可特定保険業者とみなして、附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第三百三十二条第一項、第三百三十三条（第二号を除く。）、第二百七十二條の二十二、第二百七十二條の二十三及び第二百七十二條の二十七の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、附則第四条第十一項において読み替えて準用する同法第二編第七章第一節（第三百三十七條第一項ただし書及び第五項、第三百三十八條並びに第三百四十條第二項ただし書を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、附則第四条第十二項において読み替えて準用する同法第四十二條の規定、附則第四条第十三項の規定、同条第十四項において読み替えて準用する同法第二編第七章第三節の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、同条第十五項の規定、同条第十七</p>	<p>附則</p> <p>（特定保険業を行っていた一般社団法人等に関する特例）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～11（略）</p> <p>12 前項の規定により第一項の認可を取り消された日以前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う認可取消業者（次項において「保険契約管理者」という。）は、認可特定保険業者とみなして、附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第三百三十二条第一項、第三百三十三条（第二号を除く。）、第二百七十二條の二十二、第二百七十二條の二十三及び第二百七十二條の二十七の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、附則第四条第十一項において読み替えて準用する同法第二編第七章第一節（第三百三十七條第五項及び第三百三十八條を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、附則第四条第十二項において読み替えて準用する同法第四百四十二條の規定、附則第四条第十三項の規定、同条第十四項において読み替えて準用する同法第二編第七章第三節の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、同条第十七項において読み替えて準用する同法第六十七條（</p>

項において読み替えて準用する同法第六十七条(第二項第二号及び第三項を除く。)の規定並びに附則第四条第十八項の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

別表 (略)

(保険契約の移転)

第三条 保険業法第二編第七章第一節(第三百三十七条第一項ただし書及び第五項、第三百三十八条、第四百十条第二項並びに第四百一条を除く。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、この法律の公布の際現に特定保険業を行っていた者(一般社団法人又は一般財団法人である者を除く。)が、認可特定保険業者に保険契約の移転を行う場合について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

別表 (略)

2 (略)

(認可特定保険業者等に対する保険業法の規定の準用)

第四条 (略)

2 5 10 (略)

11 保険業法第二編第七章第一節(第三百三十七条第一項ただし書及び

第二項第二号及び第三項を除く。)の規定並びに附則第四条第十八項の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

別表 (略)

(保険契約の移転)

第三条 保険業法第二編第七章第一節(第三百三十七条第五項、第三百三十八条、第四百十条第二項及び第四百一条を除く。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、この法律の公布の際現に特定保険業を行っていた者(一般社団法人又は一般財団法人である者を除く。)が、認可特定保険業者に保険契約の移転を行う場合について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

別表 (略)

2 (略)

(認可特定保険業者等に対する保険業法の規定の準用)

第四条 (略)

2 5 10 (略)

11 保険業法第二編第七章第一節(第三百三十七条第五項を除く。)の

第五項並びに第四百十條第二項ただし書を除く。）の規定（これら
の規定に係る罰則を含む。）は、認可特定保険業者について準用す
る。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の
中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替え
るほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

別表 (略)

12
22 (略)

第四條の二 保険業法第二百七十五條第一項第二号の規定（この規定
に係る罰則を含む。）は認可特定保険業者の保険契約に係る保険募
集（保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいう。以下この条
において同じ。）について、同法第二百八十三條（第二項第四号及
び第三項を除く。）の規定は所属認可特定保険業者（保険募集に係
る保険契約の保険者となるべき認可特定保険業者をいう。以下この
条において同じ。）のために行う保険募集について、同法第二百九
十四條第三項の規定は所属認可特定保険業者のために保険募集を行
う者について、同法第三百條（第一項ただし書を除く。）の規定（
この規定に係る罰則を含む。）は認可特定保険業者又は認可特定保
険業者のために保険募集を行う者が行う当該認可特定保険業者の保
険契約の締結又は保険募集について、同法第三百九條の規定は認可
特定保険業者に対し保険契約の申込みをした者又は保険契約者が行
う保険契約の申込みの撤回又は解除について、それぞれ準用する。
この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄

規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、認可特定保険業者に
ついて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の
規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字
句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

別表 (略)

12
22 (略)

第四條の二 保険業法第二百七十五條第一項第二号の規定（この規定
に係る罰則を含む。）は認可特定保険業者の保険契約に係る保険募
集（保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいう。以下この条
において同じ。）について、同法第二百八十三條（第二項第四号及
び第三項を除く。）の規定は所属認可特定保険業者（保険募集に係
る保険契約の保険者となるべき認可特定保険業者をいう。以下この
条において同じ。）のために行う保険募集について、同法第二百九
十四條の規定は所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者に
ついて、同法第三百條の規定（この規定に係る罰則を含む。）は認
可特定保険業者又は認可特定保険業者のために保険募集を行う者が
行う当該認可特定保険業者の保険契約の締結又は保険募集について
、同法第三百九條の規定は認可特定保険業者に対し保険契約の申込
みをした者又は保険契約者が行う保険契約の申込みの撤回又は解除
について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に
掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下

に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第二百九十四条 第三項第一号	商号、名称又は氏名	名称
第二百九十四条 第三項第三号	内閣府令	主務省令
第三百条第一項 、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為	又は保険募集	行為
行為（自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約	行為	行為

欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第二百九十四条 第一号	商号、名称又は氏名	名称
第二百九十四条 第三号	内閣府令	主務省令
第三百条第一項 行為（次条に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に関しては、第一号に規定する保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為及び第九号に掲げる行為を除く。）	行為	行為

<p>第三百条第一項 第一号</p>	
<p>項] 保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事</p>	<p>約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に関しては第一号に掲げる行為（被保険者に対するものに限り、次条に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に関しては同号に規定する保険契約の契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為及び第九号に掲げる行為を除く。）</p>
<p>重要な事項</p>	
<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(公益法人等に関する経過措置)

第五条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定により引き続き特定保険業を行う場合においては、その者を保険会社等又は所属保険会社等と、その者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者を保険募集人又は特定保険募集人とそれぞれみなして、保険業法第二百八十三条(第二項第四号及び第三項を除く。)及び第三百条第一項(ただし書を除き、第一号から第三号までに係る部分に限る。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、同法第二百八十三条第四項中「第一項の規定は」とあるのは「第一項の規定は、」と、「妨げず、また、前項の規定は保険募集再委託者から保険募集再受託者等に対する求償権の行使を妨げない」とあるのは「妨げない」と、同条第五項中「第一項及び第三項」とあるのは「第一項」と、同法第三百条第一項中「、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為」とあるのは「又は保険募集」と、「行為(自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(公益法人等に関する経過措置)

第五条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定により引き続き特定保険業を行う場合においては、その者を保険会社等又は所属保険会社等と、その者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者を保険募集人又は特定保険募集人とそれぞれみなして、保険業法第二百八十三条(第二項第四号及び第三項を除く。)及び第三百条第一項(第一号から第三号までに係る部分に限る。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、同法第二百八十三条第四項中「第一項の規定は」とあるのは「第一項の規定は、」と、「妨げず、また、前項の規定は保険募集再委託者から保険募集再受託者等に対する求償権の行使を妨げない」とあるのは「妨げない」と、同条第五項中「第一項及び第三項」とあるのは「第一項」とする。

該保険契約に加入させるための行為に關しては第一号に掲げる行為（被保険者に対するものに限る。）に限り、次条に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に關しては同号に規定する保険契約の契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為及び第九号に掲げる行為を除く。）とあるのは「行為」と、同項第一号中「保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項」とあるのは「重要な事項」とする。

4
～
8
(略)

4
～
8
(略)

三 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（以下この条において「旧法」という。）附則第二条第四項の規定により引き続き特定保険業（同条第一項に規定する特定保険業をいう。以下同じ。）を行つている特定保険業者（同条第三項に規定する特定保険業者をいう。次項において同じ。）については、旧法附則第二条から第四条までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「第百条の二中」とあるのは「第百条の二中」「委託する場合（当該業務が第二百七十五条第三項の規定により第三者に再委託される場合を含む。）」とあるのは「委託する場合」と、同条第七項中「第二編第七章第一節」とあるのは「第二編第七章第一節（第百三十七条第一項ただし書及び第五項並びに第四百十条第二項ただし書を除く。）」と、「同条において」とあるのは「同法第二百七十二條の二十九において」と、「第百三十八条」とあるのは「第百三十八条第一項」と、「決議があつた時」とあるのは「決議」と、「を作成した時」とあるのは「の作成」と、同条第十五項中「第二百八十三条」とある</p>	<p>附則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（以下この条において「旧法」という。）附則第二条第四項の規定により引き続き特定保険業（同条第一項に規定する特定保険業をいう。以下同じ。）を行つている特定保険業者（同条第三項に規定する特定保険業者をいう。次項において同じ。）については、旧法附則第二条から第四条までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「第百条の二中」とあるのは「第百条の二中」「委託する場合（当該業務が第二百七十五条第三項の規定により第三者に再委託される場合を含む。）」とあるのは「委託する場合」と、同条第七項中「第二編第七章第一節」とあるのは「第二編第七章第一節（第百三十七条第五項を除く。）」と、「同条において」とあるのは「同法第二百七十二條の二十九において」と、「第百三十八条」とあるのは「第百三十八条第一項」と、「決議があつた時」とあるのは「決議」と、「を作成した時」とあるのは「の作成」と、同条第十五項中「第二百八十三条」とあるのは「第二百八十三条（第二項第四号及び第三項を除</p>

のは「第二百八十三条（第二項第四号及び第三項を除く。）」と、「この場合において」とあるのは「この場合において、同法第二百八十三条第四項中「第一項の規定は」とあるのは「第一項の規定は」と、「妨げず、また、前項の規定は保険募集再委託者から保険募集再受託者等に対する求償権の行使を妨げない」とあるのは「妨げない」と、同条第五項中「第一項及び第三項」とあるのは「第一項」と」とする。

2 (略)

3 旧法附則第五条第五項に規定する移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法人（同項に規定する移行法人をいい、この法律による改正後の保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項の認可を受けた者を除く。）については、旧法附則第三条（第二項を除く。）、第四条（第七項から第十二項まで及び第十四項に限る。）、第五条第八項、第六条（第二項及び第五項に限る。）及び第八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第四条第七項中「第二編第七章第一節」とあるのは「第二編第七章第一節（第三百三十七条第一項ただし書及び第五項、第三百三十八条並びに第四百十条第二項ただし書を除く。）」と、「同条において」とあるのは「同法第二百七十二條の二十九において」と、「同法第二百七十二條の二十九において準用する同法第三百三十八条中「第三百三十六條第一項の決議があつた時」とあるのは「移転契約書を作成した時」と、同法第三百三十三條第一項」とあるのは「同法第三百三十三條第一項」と、旧法附則第

く。）」と、「この場合において」とあるのは「この場合において、同法第二百八十三条第四項中「第一項の規定は」とあるのは「第一項の規定は」と、「妨げず、また、前項の規定は保険募集再委託者から保険募集再受託者等に対する求償権の行使を妨げない」とあるのは「妨げない」と、同条第五項中「第一項及び第三項」とあるのは「第一項」と」とする。

2 (略)

3 旧法附則第五条第五項に規定する移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法人（同項に規定する移行法人をいい、この法律による改正後の保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項の認可を受けた者を除く。）については、旧法附則第三条（第二項を除く。）、第四条（第七項から第十二項まで及び第十四項に限る。）、第五条第八項、第六条（第二項及び第五項に限る。）及び第八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第四条第七項中「第二編第七章第一節」とあるのは「第二編第七章第一節（第三百三十七条第五項及び第三百三十八条を除く。）」と、「同条において」とあるのは「同法第二百七十二條の二十九において」と、「同法第二百七十二條の二十九において準用する同法第三百三十八条中「第三百三十六條第一項の決議があつた時」とあるのは「移転契約書を作成した時」と、同法第三百三十三條第一項」とあるのは「同法第三百三十三條第一項」と、旧法附則第五条第八項中「附則第二条第一項」とあるのは「保

五条第八項中「附則第二条第一項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号。以下この項において「平成二十二年改正法」という。）による改正前の附則第二条第一項」と、「特定保険業者」とあるのは「特定保険業者（平成二十二年改正法による改正前の附則第二条第三項に規定する特定保険業者をいう。）」と、「附則第五条第一項」とあるのは「附則第五条第五項」と、「整備法の施行の日から起算して六年を経過する日までの間に前条第八項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。）の施行の日から起算して六年を経過する日までの間に前条第八項」とする。

4
5
7
(略)

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号。以下この項において「平成二十二年改正法」という。）による改正前の附則第二条第一項」と、「特定保険業者」とあるのは「特定保険業者（平成二十二年改正法による改正前の附則第二条第三項に規定する特定保険業者をいう。）」と、「附則第五条第一項」とあるのは「附則第五条第五項」と、「整備法の施行の日から起算して六年を経過する日までの間に前条第八項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。）の施行の日から起算して六年を経過する日までの間に前条第八項」とする。

4
5
7
(略)

○ 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）

改正案	現行
<p>(共済契約) 第十二条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険業法第二百八十三条の規定は共済事業を行う組合の役員及び 使用人並びに当該共済事業を行う組合の共済代理店（組合の委託を 受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者 であつて、当該組合の役員又は使用人でないものをいう。以下同じ ）。並びにその役員及び使用人が行う当該共済事業を行う組合の共 済契約の募集について、同法第二百九十四条第三項の規定は共済契 約の募集を行う共済事業を行う組合の役員及び使用人並びに当該共 済事業を行う組合の共済代理店並びにその役員及び使用人について 、同法第二百九十五条の規定は共済代理店について、同法第三百条 （第一項ただし書を除く。）の規定は共済事業を行う組合及びその 共済代理店（これらの者の役員及び使用人を含む。）について、同 法第三百五条第一項、第三百六条及び第三百七条第一項（第三号に 係る部分に限る。）の規定は共済代理店について、同法第三百九条 の規定は共済事業を行う組合に対し共済契約の申込みをした者又は 共済契約者が行う共済契約の申込みの撤回又は解除について、同法 第三百十一条の規定はこの項において準用する同法第三百五条第一</p>	<p>(共済契約) 第十二条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険業法第二百八十三条の規定は共済事業を行う組合の役員及び 使用人並びに当該共済事業を行う組合の共済代理店（組合の委託を 受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者 であつて、当該組合の役員又は使用人でないものをいう。以下同じ ）。並びにその役員及び使用人が行う当該共済事業を行う組合の共 済契約の募集について、同法第二百九十四条の規定は共済契約の募 集を行う共済事業を行う組合の役員及び使用人並びに当該共済事業 を行う組合の共済代理店並びにその役員及び使用人について、同法 第二百九十五条の規定は共済代理店について、同法第三百条の規定 は共済事業を行う組合及びその共済代理店（これらの者の役員及び 使用人を含む。）について、同法第三百五条、第三百六条及び第三 百七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は共済代理店に ついて、同法第三百九条の規定は共済事業を行う組合に対し共済契 約の申込みをした者又は共済契約者が行う共済契約の申込みの撤回 又は解除について、同法第三百十一条の規定はこの項において準用 する同法第三百五条の規定による立入り、質問又は検査をする職員</p>

項の規定による立入り、質問又は検査をする職員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百九十四条第三項第三号、第二百九十五条、第三百条第一項第七号及び第九号並びに第三百九条第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項中「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第三百条第一項中「保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為」とあるのは「又は共済契約の募集」と、「自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為」とあるのは「又は共済契約の募集」と、「自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為（被保険者に対するものに限る。）に限り、次条に規定する特定保険契約」とあるのは「消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約」と、「同号」とあるのは「第一号」と、「契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる」とあるのは「契約条項のうち」と、「同項第八号中「特定関係者（第百条の三（第二百七十二條の十三第二項において準用する場合を含む。第三百一条において同じ。）に規定する特定関係者及び第九十四条に規定する特定関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社（以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。）、「当該保険持株会社等の子会社（保険会社等及び外国保険会社等を除く。）並びに保険業を行う者以外の者をいう。）」とあるのは「子会社等（消費生

について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百九十四条第三号、第二百九十五条、第三百条第一項第七号及び第九号並びに第三百九条第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項中「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第三百条第一項中「次条に規定する特定保険契約」とあるのは「消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約」と、同項第八号中「特定関係者（第百条の三（第二百七十二條の十三第二項において準用する場合を含む。第三百一条において同じ。）に規定する特定関係者及び第九十四条に規定する特定関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社（以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。）、「当該保険持株会社等の子会社（保険会社等及び外国保険会社等を除く。）並びに保険業を行う者以外の者をいう。）」とあるのは「子会社等（消費生活協同組合法第五十三条の二第二項に規定する子会社等をいう。）」と、同条第二項中「第四條第二項各号、第百八十七条第三項各号又は第二百七十二條の二第二項各号に掲げる書類」とあるのは「定款又は消費生活協同組合法第二十六条の三第一項に規定する規約」と、同法第三百五条及び第三百六条中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第三百七条第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、「次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消し、又は」とあるのは「第三号に該当するときは、」と、「業務の全部若しくは一部」とあるのは「共済契約の

活協同組合法第五十三条の二第二項に規定する子会社等をいう。)と、同条第二項中「第四条第二項各号、第八十七号第三項各号又は第二百七十二条の二第二項各号に掲げる書類」とあるのは「定款又は消費生活協同組合法第二十六条の三第一項に規定する規約」と、同法第三百五条第一項及び第三百六条中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第三百七条第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、「次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消し、又は」とあるのは「第三号に該当するときは、」と、「業務の全部若しくは一部」とあるのは「共済契約の募集」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十八条の六 第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百条第一項(ただし書を除く。)の規定に違反して、同項第一号から第三号までに掲げる行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百条の三 共済代理店が、第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第十二条の二第三項において準用する同法第三百六条若しくは第三百七条第一項の規

募集」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十八条の六 第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百条第一項の規定に違反して、同項第一号から第三号までに掲げる行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百条の三 共済代理店が、第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百五条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項において準用する同法第三百六条若しくは第三百七条第一項の規定による命令に違反し

定による命令に違反したときは、二十万円以下の過料に処する。

たときは、二十万円以下の過料に処する。

○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）

改正案	現行
<p>（保険業法等の準用）</p> <p>第九条の七の五 保険業法第二百七十五条第一項第二号及び第二項（保険募集の制限）の規定は共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合（以下この条において「共済事業を行う協同組合」という。）の共済契約の募集について、同法第二百八十三条（所屬保険会社等及び保険募集再委託者の賠償責任）の規定は共済事業を行う協同組合の役員及び使用人並びに当該共済事業を行う協同組合の共済代理店（組合の委託を受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者であつて、当該組合の役員又は使用人でないものをいう。以下同じ。）並びにその役員及び使用人が行う当該共済事業を行う協同組合の共済契約の募集について、同法第二百九十四條第三項（情報の提供）の規定は共済契約の募集を行う共済事業を行う協同組合の役員及び使用人並びに当該共済事業を行う協同組合の共済代理店並びにその役員及び使用人について、同法第二百九十五条（自己契約の禁止）の規定は共済代理店について、同法第二百九十六条（第一項ただし書を除く。）（保険契約の締結等に関する禁止行為）の規定は共済事業を行う協同組合及びその共済代理店（これらの者の役員及び使用人を含む。）について、同法第三百五條第一項（立入検査等）、第三百六條（業務改善命令）及び第三百七條第一</p>	<p>（保険業法等の準用）</p> <p>第九条の七の五 保険業法第二百七十五条第一項第二号及び第二項（保険募集の制限）の規定は共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合（以下この条において「共済事業を行う協同組合」という。）の共済契約の募集について、同法第二百八十三条（所屬保険会社等及び保険募集再委託者の賠償責任）の規定は共済事業を行う協同組合の役員及び使用人並びに当該共済事業を行う協同組合の共済代理店（組合の委託を受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者であつて、当該組合の役員又は使用人でないものをいう。以下同じ。）並びにその役員及び使用人が行う当該共済事業を行う協同組合の共済契約の募集について、同法第二百九十四條（顧客に対する説明）の規定は共済契約の募集を行う共済事業を行う協同組合の役員及び使用人並びに当該共済事業を行う協同組合の共済代理店並びにその役員及び使用人について、同法第二百九十五条（自己契約の禁止）の規定は共済代理店について、同法第二百九十六条（保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為）の規定は共済事業を行う協同組合及びその共済代理店（これらの者の役員及び使用人を含む。）について、同法第三百五條（立入検査等）、第三百六條（業務改善命令）及び第三百七條第一項第三号（登録の取消</p>

一項第三号（登録の取消し等）の規定は共済代理店について、同法第三百九条（保険契約の申込みの撤回等）の規定は共済事業を行う協同組合に対し共済契約の申込みをした者又は共済契約者が行う共済契約の申込みの撤回又は解除について、同法第三百十一条（検査職員の証券の携帯及び提示等）の規定はこの項において準用する同法第三百五条第一項の規定による立入り、質問又は検査をする職員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百七十五条第一項第二号、第二百九十四条第三項第三号、第二百九十五条第二項、第三百条第一項第七号及び第九号並びに第三百九条第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百七十五条第一項第二号中「損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。以下この編において同じ。）」とあるのは「共済事業を行う協同組合」と、「次条の登録を受けた損害保険代理店」とあるのは「中小企業等協同組合法第百六条の三第一号の届出がなされた共済代理店」と、「損害保険代理店である」とあるのは「共済代理店である」と、同条第二項中「次条又は第二百八十六条の登録を受けて」とあるのは「中小企業等協同組合法第百六条の三第一号の届出を行って」と、同法第三百条第一項中「保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為」とあるのは「又は共済契約の募集」と、「自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させる

し等）の規定は共済代理店について、同法第三百九条（保険契約の申込みの撤回等）の規定は共済事業を行う協同組合に対し共済契約の申込みをした者又は共済契約者が行う共済契約の申込みの撤回又は解除について、同法第三百十一条（検査職員の証券の携帯及び提示等）の規定はこの項において準用する同法第三百五条の規定による立入り、質問又は検査をする職員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百七十五条第一項第二号、第二百九十四條第三号、第二百九十五条第二項、第三百条第一項第七号及び第九号並びに第三百九条第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百七十五条第一項第二号中「損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。以下この編において同じ。）」とあるのは「共済事業を行う協同組合」と、「次条の登録を受けた損害保険代理店」とあるのは「中小企業等協同組合法第百六条の三第一号の届出がなされた共済代理店」と、「損害保険代理店である」とあるのは「共済代理店である」と、同条第二項中「次条又は第二百八十六条の登録を受けて」とあるのは「中小企業等協同組合法第百六条の三第一号の届出を行って」と、同法第三百条第一項中「特定関係者（第百条の三（第二十七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。第三百一条において同じ。）に規定する特定関係者及び第九十四条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社と

るための行為に関しては第一号に掲げる行為（被保険者に対するものに限る。）に限り、次条に規定する特定保険契約」とあるのは「中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約」と、「同号」とあるのは「第一号」と、「契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる」とあるのは「契約条項のうち」と、同項第八号中「特定関係者（第百条の三（第二百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。第三百一条において同じ。）に規定する特定関係者及び第百九十四条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社（以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。））、当該保険持株会社等の子会社（保険会社等及び外国保険会社等を除く。）並びに保険業を行う者以外の者をいう。」とあるのは「子会社等（中小企業等協同組合法第六十一条の二第二項に規定する子会社等をいう。）」と、同条第二項中「第四条第二項各号、第百八十七条第三項各号又は第二百七十二条の二第二項各号に掲げる書類」とあるのは「定款又は中小企業等協同組合法第九条の六の二第一項に規定する共済規程若しくは同法第九条の七の二第二項に規定する火災共済規程」と、同法第三百五条第一項及び第三百六条中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第三百七条第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、「次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消し、又は」とあるのは「第三号に該当するときは、」と、「業務の

する保険持株会社及び少額短期保険持株会社（以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。））、当該保険持株会社等の子会社（保険会社等及び外国保険会社等を除く。）並びに保険業を行う者以外の者をいう。」とあるのは「子会社等（中小企業等協同組合法第六十一条の二第二項に規定する子会社等をいう。）」と、同条第二項中「第四条第二項各号、第百八十七条第三項各号又は第二百七十二条の二第二項各号に掲げる書類」とあるのは「定款又は中小企業等協同組合法第九条の六の二第一項に規定する共済規程若しくは同法第九条の七の二第二項に規定する火災共済規程」と、同法第三百五条及び第三百六条中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第三百七条第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、「次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消し、又は」とあるのは「第三号に該当するときは、」と、「業務の全部若しくは一部」とあるのは「募集」と読み替えるものとする。

全部若しくは一部」とあるのは「募集」と読み替えるものとする。

2 (略)

第一百十二条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第九条の七の五第一項（第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百条（第一項ただし書を除く。）の規定に違反して同条第一項第一号から第三号までに掲げる行為をした者

三（五） (略)

第一百十四条の七 共済代理店が、第九条の七の五第一項（第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第九条の七の五第一項において準用する同法第三百六条若しくは第三百七条第一項の規定による命令に違反したときは、二十万円以下の過料に処する。

2 (略)

第一百十二条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第九条の七の五第一項（第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百条第一項の規定に違反して同項第一号から第三号までに掲げる行為をした者

三（五） (略)

第一百十四条の七 共済代理店が、第九条の七の五第一項（第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百五条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第九条の七の五第一項において準用する同法第三百六条若しくは第三百七条第一項の規定による命令に違反したときは、二十万円以下の過料に処する。

○ 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）

改正案	現行
<p>（子会社保有の制限） 第三百三十九条（略） 2～7（略） 8 第一項から第三項までの「子会社対象会社」とは、保険業法第百六条第一項第三号から第七号まで、第九号から第十二号まで、第十四号又は第十五号に掲げる会社（従属業務（同条第二項第一号に掲げる従属業務をいう。）を専ら営む会社（主として郵便保険会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）及び同条第七項に規定する内閣府令で定める業務（内閣府令・総務省令で定めるものに限る。）を専ら営む会社を除く。）をいう。</p>	<p>（子会社保有の制限） 第三百三十九条（略） 2～7（略） 8 第一項から第三項までの「子会社対象会社」とは、保険業法第百六条第一項第三号から第七号まで、第九号から第十二号まで又は第十五号に掲げる会社（従属業務（同条第二項第一号に掲げる従属業務をいう。）を専ら営む会社（主として郵便保険会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）及び同条第七項に規定する内閣府令で定める業務（内閣府令・総務省令で定めるものに限る。）を専ら営む会社を除く。）をいう。</p>